

羽村市選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び第30条の12により準用される第28条の4第7項の規定により、羽村市選挙人名簿抄本及び羽村市在外選挙人名簿抄本の閲覧状況（令和8年6月から令和8年8月分）を次のとおり公表する。

令和8年9月1日

羽村市選挙管理委員会



1 羽村市選挙人名簿抄本の閲覧状況（令和8年6月～令和8年8月分）

閲覧なし

2 羽村市在外選挙人名簿抄本の閲覧状況（令和8年6月～令和8年8月分）

閲覧なし